



高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業について

高知市では、野生鳥獣による農林作物等への被害の防止及び市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、鳥獣被害防止柵を設置する方に対し、補助金を交付しています。

1 対象となる方

農林業者等（販売を目的とする農作物等の生産者（本市の住民基本台帳に記載されている者に限る。）又はその組織する団体（3戸未満）で、高知市内に防護柵を設置予定の圃場があり、高知市税の滞納のない方

2 対象となる経費

金網柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、電気柵、複合柵、防鳥ネット等の資材の購入に要する経費（税抜）の1/2以内で、上限は20万円です。※資材の加工や設置に要する経費は対象外です。

3 必要書類

(1) 補助金交付申請書

記載例を参考にご記入ください。（押印は不要です。）

(2) 施工予定地の位置図

地図の準備が難しい場合は、作成の支援をいたしますので、お気軽にご相談ください。（ご相談の際、予定地の地番をお聞かせいただくと作成がスムーズです。）

(3) 圃場の写真

柵を設置する前の圃場の写真をご提出ください。（圃場全体が写る角度で撮影してください）

(4) 見積書

- ・柵の資材費の見積書は、経費を比較検討のうえ、最低でも2社分をご提出ください。
※柵の種類や素材、設置の長さ（m）が会社ごとに異なることがないように注意してください。
- ・見積の際には、設置する長さ（圃場の延長）を予め計測しておくのが良いと考えます。
- ・見積書の宛名は申請者名（フルネーム）、見積日は令和7年4月1日以降で、有効期限は資材の購入見込日まで有効な日付としてください。
- ・電気柵をセットで購入される場合、見積書にはセットの内訳を記載するようにしてください。
（「〇〇セット 一式」は不可）
- ・セットを購入希望の場合は、農林水産課へ事前にご相談ください。（セット内容が一部補助対象外となる場合があります。（例）：「テスター」「予備乾電池」「予備バッテリー」「巻取機」）

(5) 販売伝票や出荷伝票等

農産物等を販売している事が分かる書類をご提出ください。書類が無い場合は、農林水産課までご相談ください。※良心市のみ販売や、家庭菜園は対象外です。

(6) 市税等納税証明書（官公庁提出用）

高知市役所税務証明係（本庁舎2階）で「市税等納税証明書（官公庁提出用）」を取得（有料）いただき、ご提出ください。※窓口センターでは発行できませんのでご注意ください。

4 その他

- ・電気柵を設置する場合は、設置の際に必ず危険表示版を設置してください。
- ・予算には限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。
- ・申請後の交付決定前に資材を購入、設置をした場合は補助金の対象外となります。
- ・事業実施後、実績報告書や施工後の写真等を提出ください。（補助金のお支払いは事業完了後となります。）。



担 当

高知市農林水産課 岡澤・片岡（TEL 088-823-9458）